

第Ⅱ章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

広島沿岸における海岸保全の基本理念、防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開、また、海岸保全の方向性をふまえ、施設整備に関する基本的な事項を示す。

施設整備の対象海岸は、沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して、防護機能が不足している海岸区域とし、「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。

また、施設整備を行うに際し、海岸保全の方向性に基づき、防護面、環境面、利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸¹⁹⁾を統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし、この方向性をふまえて、海岸保全施設の種類、規模及び配置等の整備計画を行う。

なお、海岸法施行令の一部改正（平成 26 年 12 月）における、「海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」については、上記「施設整備」に示す通りである。また、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については、第Ⅰ章「海岸の保全に関する基本的な事項 2-2-2 海岸の防護の施策」の通り、「アセットマネジメントシステム」の活用等による高度化を推進し、別途定める「広島沿岸海岸保全施設 長寿命化計画書」に基づき、予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕を行う。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

1. 施設整備の方向性

1-1 広島沿岸の地域区分

(1) ゾーン区分

各地区海岸の整備の方向性を定めるにあたって、自然特性・社会特性の類似性をもった地域（「ゾーン」と呼ぶ）に区分する。

広島沿岸を地形特性、行政区分などから7ゾーンに区分し、図Ⅱ-1-1に示す。

(2) エリア区分

整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった施策を設定することとし、統合した範囲を「エリア」と呼ぶ。

ゾーン内のエリアの区分図及び整備の方針を表Ⅱ-1-2に、ゾーン・エリア・海岸・地区の所属・所管一覧を示した地区海岸の一覧を表Ⅱ-1-3に、地区海岸位置図を図Ⅱ-1-2に、それぞれ示す。

注1) 表Ⅱ-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

表Ⅱ-1-1 エリア区分

ゾーン名	エリア名	備考
I 宮島・大竹	大竹港、阿多田、大野、廿日市Ⅰ、厳島港、宮島	
II 広島	廿日市Ⅱ、五日市、草津、観音・江波、吉島、出島、元宇品、宇品・丹那、向洋・海田、坂、似島・金輪島	
III 江田島・能美島	江田島Ⅰ、江田島Ⅱ、江田島Ⅲ、江田島Ⅳ、能美・江田島、能美、沖美Ⅰ、沖美Ⅱ、沖美Ⅲ、能美・大柿、大柿Ⅰ、大柿Ⅱ、大柿Ⅲ	
IV 呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀、呉港、倉橋島北部、倉橋島南部、下蒲刈、川尻・蒲刈、安浦、豊	
V 竹原・大崎上島	大芝島、安芸津、小泊～築地、明神～忠海、阿波島・大久野島、大崎上島東部、大崎上島南部、大崎上島西部、大崎上島北部	
VI 尾道・因島	幸崎・須波、糸崎港、尾道水道、福山松永、百島～岩子島、因島東部、因島西部、生口島東部、生口島西部、高根島・佐木島	
VII 福山・内海	福山、田尻・鞆、走島、沼隈、内海	

図Ⅱ-1-1 広島沿岸のゾーン区分

表Ⅱ-1-2(1) エリア区分図及び整備の方針【宮島・大竹ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
宮島・大竹ゾーン	大竹市、廿日市市	6	

(1) 大竹港エリア
臨海部に港湾機能が集積し、背後の低地に人口が集中していることから、親水空間の確保等にも配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害から防護するための海岸保全施設の計画的な整備を進める。

(2) 阿多田エリア
東部の漁港周辺域に人口が集中していることから、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。

(3) 大野エリア
高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。

(4) 廿日市Ⅰエリア
高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。

(5) 厳島港エリア
歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。

(6) 宮島エリア
自然が多数残されており、こうした貴重な環境を維持することに十分配慮する。(※海岸保全区域なし)

表Ⅱ-1-2(2) エリア区分図及び整備の方針【広島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
広島ゾーン	広島市、海田町、坂町	11	
			(1) 廿日市Ⅱエリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (2) 五日市エリア 八幡川河口部の干潟の保全を図りつつ、親水性の確保に配慮しながら、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (3) 草津エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (4) 観音・江波エリア 海辺を利用した伝統行事が行われており、観音地区にはマリーナもある。また、海岸線に沿って企業・住宅が密集している。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (5) 吉島エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (6) 出島エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (7) 元宇品エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、散策・磯遊びなどの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (8) 宇品・旦那エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、また、親水公園等もあることから、景観に配慮しながら高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (9) 向洋・海田エリア 海岸線に沿って企業・住宅などが密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (10) 坂エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場が分布している地域と人口海浜があり海水浴客で夏はにぎわう地域がある、これらに十分に配慮した環境・利用に配慮した海岸整備を進める。 (11) 似島・金輪島エリア 広島港では代表的な島であり、天然の海岸が残りこれらに十分に配慮した海岸整備を進める。

表Ⅱ-1-2 (3) エリア区分図及び整備の方針【江田島・能美島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
江田島・能美島ゾーン	江田島市	13	
			(1) 江田島Ⅰエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。 (2) 江田島Ⅱエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (3) 江田島Ⅲエリア 海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (4) 江田島Ⅳエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。 (5) 能美・江田島エリア 日常の散策、海水浴、潮干狩りの場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備および海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、干潟が特に広く分布しているため、これに十分配慮する。 (6) 能美エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。 (7) 沖美Ⅰエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴などの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (8) 沖美Ⅱエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、広く砂浜が分布している海岸線であることから、海水浴やマリンスポーツ、日常の散策などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (9) 沖美Ⅲエリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (10) 能美・大柿エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。 (11) 大柿Ⅰエリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。 (12) 大柿Ⅱエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。 (13) 大柿Ⅲエリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。

表Ⅱ-1-2 (4) エリア区分図及び整備の方針【呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン	呉市	8	

- (1) 天応・狩留賀エリア

高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、自然景観と環境へ配慮しつつポートピアパーク、狩留賀海水浴場を中心とした利用施設の充実を図る。
- (2) 呉港エリア

高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、阿賀マリノポリスを中心とした流通・レクリエーション機能の向上を図る。
- (3) 倉橋島北部エリア

藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。既存利用施設では、レクリエーション機能の充実を図り、集落地は高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進める。
- (4) 倉橋島南部エリア

高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。
- (5) 下蒲刈エリア

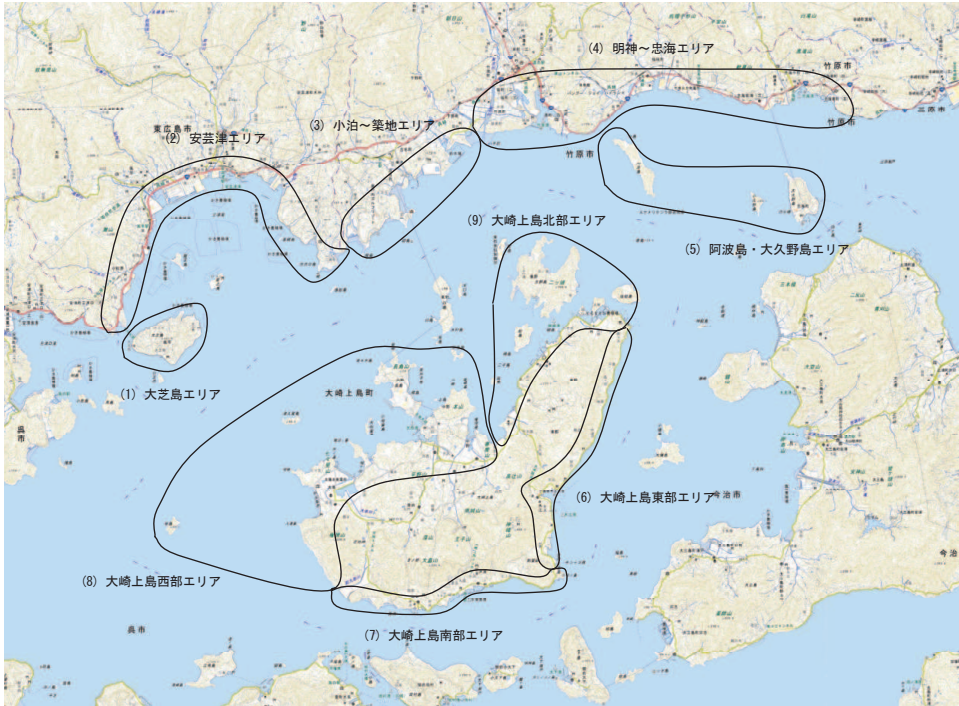
安芸灘架橋景観を損ねず、自然環境保護に重点を置いた整備を行う。集落地は高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、既存海水浴場では利用に配慮した整備を図る。
- (6) 川尻・蒲刈エリア

高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。
- (7) 安浦エリア

貴重な動植物や自然海浜が存在し、これらの自然環境を保全しつつ、グリーンピアせとうちや海水浴場等の既存利用施設では、レクリエーション機能の充実を図る。三津口湾沿岸では、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、また漁港利用者に配慮した利用しやすい海岸づくりを進める。
- (8) 豊エリア

高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、アビ渡来群遊海面や街並保存地区など優れた生態環境や景観の保全に努める。釣り場や海水浴、海洋牧場などでは、利用しやすい海岸づくりを進める。

表Ⅱ-1-2 (5) エリア区分図及び整備の方針【竹原・大崎上島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
竹原・大崎上島ゾーン	東広島市、竹原市、大崎上島町	9	
			(1) 大芝島エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。 (2) 安芸津エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、背後の高台からの眺めは優れた海域環境を呈しており、海岸景観の保全に配慮した整備に努める。 (3) 小泊～築地エリア 多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な干潟の保全に配慮するとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害をうけている場所では、海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (4) 明神～忠海エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。また、生物の生息・生育や産卵などの場となる干潟の保全にも努める。 (5) 阿波島・大久野島エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。ただし、天然記念物スナメリクジラの廻遊海域に面している阿波島周辺では、極力、今ある自然環境の保全に努める。 (6) 大崎上島東部エリア 高潮、波浪、津波による浸水・飛沫被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。 (7) 大崎上島南部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。 (8) 大崎上島西部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。 (9) 大崎上島北部エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、海水浴や伝統行事等の場として海岸線が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。

表Ⅱ-1-2 (6) エリア区分図及び整備の方針【尾道・因島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
尾道・因島ゾーン	三原市、尾道市	10	

- 幸崎・須波エリア
海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。
- 糸崎港エリア
臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。
- 尾道水道エリア
歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。
- 福山松永エリア
高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。
- 百島～岩子島エリア
海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分に配慮する。
- 因島東部エリア
残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。
- 因島西部エリア
海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。
- 生口島東部エリア
老朽化により再整備が必要な施設については順次更新していくとともに、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場・干潟が広く分布しているため、十分に配慮する。
- 生口島西部エリア
日常の散策、伝統行事、海水浴、教育の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。
- 高根島・佐木島エリア
天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。

表Ⅱ-1-2 (7) エリア区分図及び整備の方針【福山・内海ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
福山・内海ゾーン	福山市	5	
			(1) 福山エリア 臨海部に港湾・物流機能が集積し、工業地域が広がる。それらの背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (2) 田尻・鞆エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。また、環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (3) 走島エリア 離島で周囲を海でかこまれているため、海辺は日常生活の場として利用されている。また漁業が盛んであるため、漁港利用者への配慮に努める。防護面では、施設の老朽化が進んでいるため、周辺環境や漁港施設と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。 (4) 沼隈エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、港湾機能が集積した地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。 (5) 内海エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。

表Ⅱ-1-3(1) 地区海岸一覧（宮島・大竹ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
宮島・大竹	大竹港	1	1－ 1	大竹港海岸（小島）	港湾局
			1－ 2	大竹港海岸（三菱）	港湾局
			1－ 3	大竹港海岸（新町）	港湾局
			1－ 4	大竹港海岸（小方）	港湾局
			1－ 5	玖波漁港海岸（玖波）	水産庁
	阿多田	2	1－ 6	阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁
		3	1－ 7	大竹海岸（阿多田）	農振局
	大野	4	1－ 8	大竹海岸（玖波）	水国局
			1－ 9	大野海岸（鳴川）	水国局
			1－ 10	大野海岸（宮浜）	水国局
		5	1－ 11	丸石漁港海岸（丸石）	水産庁
			1－ 12	大野海岸（丸石）	水国局
			1－ 13	塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁
			1－ 14	大野海岸（小田島）	水国局
			1－ 15	梅原漁港海岸（梅原）	水産庁
			1－ 16	大野海岸（大国蛭ヶ崎）	水国局
		6	1－ 17	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁
			1－ 18	大野海岸（上ノ浜）	水国局
			1－ 20	大野海岸（早時）	水国局
			1－ 21	大野海岸（深江）	水国局
			1－ 22	大野海岸（赤崎）	水国局
			1－ 32	大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局
			1－ 33	厳島港海岸（赤崎）	港湾局
			1－ 23	大野海岸（柿ノ浦）	水国局
	廿日市Ⅰ	7	1－ 24	廿日市海岸（阿品）	水国局
		8	1－ 25	地御前漁港海岸（地御前）	水産庁
			1－ 26	廿日市海岸（扇新開）	水国局
	厳島港	9	1－ 27	厳島港海岸（網ノ浦）	港湾局
			1－ 28	厳島港海岸（有ノ浦）	港湾局
			1－ 29	厳島港海岸（長浜）	港湾局
			1－ 30	厳島港海岸（杉ノ浦）	港湾局
			1－ 31	厳島港海岸（包ヶ浦）	港湾局

表Ⅱ-1-3(2) 地区海岸一覧（広島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
広島	廿日市Ⅱ	10	2－ 1	広島港海岸（嘉永）	港湾局
			2－ 2	広島港海岸（廿日市南）	港湾局
			2－ 3	広島港海岸（住吉桜尾）	港湾局
	五日市	11	2－ 4	広島港海岸（美濃里）	港湾局
			2－ 5	五日市漁港海岸（五日市）	水産庁
		12	2－ 6	広島港海岸（五日市）	港湾局
		13			
	草津	14	2－ 7	草津漁港海岸（草津）	水産庁
	観音・江波	15	2－ 8	広島港海岸（南観音）	港湾局
		16			
		17	2－ 9	広島港海岸（江波）	港湾局
	吉島	18	2－ 10	広島港海岸（吉島）	港湾局
	出島	19	2－ 11	広島港海岸（出島）	港湾局
		20			
	元宇品	21	2－ 12	広島港海岸（元宇品）	港湾局
		22			
		23			
	宇品・丹那	24	2－ 13	広島港海岸（宇品）	港湾局
		25	2－ 14	広島港海岸（丹那）	港湾局
	向洋・海田	26	2－ 15	広島港海岸（向洋）	港湾局
			2－ 16	広島港海岸（船越）	港湾局
			2－ 17	広島港海岸（矢野）	港湾局
	坂	27	2－ 18	広島港海岸（坂）	港湾局
		28			
		29			
	似島・金輪島	30	2－ 19	坂海岸（小屋浦）	水国局
		31	2－ 20	広島港海岸（金輪島）	港湾局
			2－ 21	広島港海岸（似島西）	港湾局
			2－ 22	広島海岸（二階）	水国局
			2－ 23	広島海岸（深浦）	水国局
			2－ 24	広島港海岸（似島東）	港湾局

表Ⅱ-1-3(3) 地区海岸一覧(江田島・能美島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
江田島・能美島	江田島Ⅰ	32	3- 1	江田島海岸(江田島秋月)	水国局
			3- 2	小用港海岸(秋月)	港湾局
		33	3- 3	小用港海岸(小用)	港湾局
	江田島Ⅱ	34	3- 4	小用港海岸(切串)	港湾局
		35	3- 5	江田島海岸(切串・幸浦)	農振局
		36	3- 6	大須港海岸(大須)	港湾局
	江田島Ⅲ	37	3- 7	江田島海岸(マゴ石・長浜)	農振局
	江田島Ⅳ	38	3- 8	江田島海岸(津久茂)	農振局
			3- 9	津久茂港海岸(津久茂)	港湾局
			3- 10	江田島海岸(江田島津久茂宮之原)	水国局
			3- 11	世上漁港海岸(宮ノ原)	水産庁
			3- 12	江田島海岸(江田島矢の浦)	水国局
			3- 13	鷺部矢ノ浦港海岸(鷺部矢ノ浦)	港湾局
	能美・江田島	39	3- 14	江田島海岸(内海)	農振局
			3- 15	内海港海岸(飛渡瀬)	港湾局
			3- 16	江田島海岸(江田島能美中町)	水国局
		40	3- 17	中田港海岸(中町)	港湾局
	能美	41	3- 18	中田港海岸(高田)	港湾局
			3- 19	江田島海岸(江田島能美遠崎)	水国局
	沖美Ⅰ	42	3- 20	沖美海岸(三吉)	水国局
			3- 21	三高港海岸(小島)	港湾局
			3- 22	三高港海岸(中ノ浜)	港湾局
			3- 23	三高港海岸(高祖)	港湾局
			3- 24	沖美海岸(高祖)	農振局
		43	3- 25	美能漁港海岸(美能)	水産庁
	沖美Ⅱ	44	3- 26	沖美海岸(碓)	農振局
			3- 27	鹿田港海岸(鹿田)	港湾局
			3- 28	沖美海岸(入鹿)	農振局
		45	3- 29	畑漁港海岸(是長)	水産庁
			3- 30	畑漁港海岸(畑)	水産庁
		46	3- 31	沖美海岸(是長)	農振局
			3- 32	沖美海岸(大屋)	農振局
			3- 33	江田島海岸(江田島沖美岡大王)	水国局
	沖美Ⅲ	47	3- 34	沖美海岸(大黒)	農振局
	能美・大柿	48	3- 35	鹿川港海岸(大矢)	港湾局
			3- 36	鹿川港海岸(文久)	港湾局
			3- 37	鹿川港海岸(鎌木)	港湾局
			3- 38	鹿川港海岸(大柿)	港湾局
			3- 39	深江漁港海岸(深江)	水産庁
			3- 40	大柿海岸(深江)	農振局
	大柿Ⅰ	49	3- 41	大柿海岸(沖野島)	農振局
		50	3- 42	大柿海岸(西部)	農振局
			3- 43	大柿海岸(南部)	農振局
	大柿Ⅱ	51	3- 44	大柿海岸(東部)	農振局
			3- 45	江田島海岸(江田島大柿大君)	水国局
	大柿Ⅲ	52	3- 46	大柿港海岸(大君)	港湾局
			3- 47	柿浦漁港海岸(柿浦)	水産庁

表Ⅱ-1-3(4) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀	53	4ー 1	呉海岸（天応）	水国局
		54	4ー 2	大屋漁港海岸（大屋）	水産庁
		55	4ー 3	呉海岸（吉浦狩留賀）	水国局
	呉港	56	4ー 4	呉港海岸（吉浦）	港湾局
			4ー 5	呉港海岸（川原石）	港湾局
			4ー 6	呉港海岸（宝町）	港湾局
			4ー 7	呉港海岸（警固屋）	港湾局
		57	4ー 8	呉海岸（警固屋）	水国局
		58	4ー 9	呉港海岸（阿賀（大入））	港湾局
			4ー 118	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））	港湾局
			4ー 10	呉港海岸（阿賀（延崎））	港湾局
			4ー 11	呉港海岸（広）	港湾局
			4ー 12	呉港海岸（長浜）	港湾局
			4ー 13	呉港海岸（小坪）	港湾局
		59	4ー 14	呉海岸（仁方）	水国局
			4ー 15	呉港海岸（仁方）	港湾局
		60	4ー 16	情島漁港海岸（情島）	水産庁
	倉橋島北部	61	4ー 17	音戸漁港海岸（鯛浜）	水産庁
			4ー 18	音戸海岸（音戸）	水国局
			4ー 19	音戸漁港海岸（坪井）	水産庁
			4ー 20	音戸海岸（渡子）	水国局
			4ー 21	田原漁港海岸（田原）	水産庁
			4ー 22	音戸海岸（早瀬）	水国局
			4ー 23	釣土田港海岸（早瀬）	港湾局
			4ー 24	釣土田港海岸（藤ノ脇）	港湾局
		62	4ー 25	釣土田港海岸（釣土田）	港湾局
			4ー 26	釣土田港海岸（東宇和木）	港湾局
			4ー 27	釣土田港海岸（西宇和木）	港湾局
			4ー 28	釣土田港海岸（光ヶ瀬）	港湾局
			4ー 29	釣土田港海岸（鳴滝）	港湾局
			4ー 30	釣土田港海岸（重極）	港湾局
			4ー 31	釣土田港海岸（重生）	港湾局
		63	4ー 32	波多見港海岸（波多見）	港湾局
		64	4ー 33	音戸海岸（波多見）	水国局
			4ー 34	奥の内港海岸（奥の内）	港湾局
		65	4ー 35	長谷漁港海岸（長谷）	水産庁
		66	4ー 36	倉橋海岸（寒那）	農振局
			4ー 37	倉橋海岸（脇田）	農振局
			4ー 38	袋の内港海岸（袋の内）	港湾局
			4ー 39	倉橋海岸（本倉井）	農振局

表Ⅱ-1-3(5) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	倉橋島南部	67	4－ 40	倉橋漁港海岸（大向）	水産庁
			4－ 41	倉橋漁港海岸（西宇土）	水産庁
			4－ 42	倉橋漁港海岸（須川）	水産庁
			4－ 43	倉橋漁港海岸（瀬郷）	水産庁
		68	4－ 44	倉橋漁港海岸（本浦）	水産庁
			4－ 45	倉橋漁港海岸（石持）	水産庁
		69	4－ 46	倉橋漁港海岸（尾立）	水産庁
			4－ 47	倉橋漁港海岸（室尾）	水産庁
			4－ 48	倉橋漁港海岸（海越）	水産庁
			4－ 49	倉橋漁港海岸（鹿老渡北）	水産庁
			4－ 50	倉橋漁港海岸（鹿老渡南）	水産庁
			4－ 51	倉橋漁港海岸（矢尻）	水産庁
			4－ 52	倉橋漁港海岸（瀬戸）	水産庁
			4－ 53	倉橋漁港海岸（家之元）	水産庁
			4－ 54	倉橋漁港海岸（碓之元）	水産庁
			4－ 55	倉橋漁港海岸（宮ノ口）	水産庁
		70	4－ 56	倉橋海岸（鹿島）	農振局
			4－ 57	倉橋海岸（唐船）	農振局
		71	4－ 58	大迫港海岸（大迫）	港湾局
		72	4－ 59	倉橋海岸（大迫）	農振局
			4－ 60	倉橋海岸（亀ヶ首）	農振局
	下蒲刈	73	4－ 61	下蒲刈海岸（下蒲刈）	水国局
			4－ 62	吉悪港海岸（吉悪）	港湾局
		74	4－ 63	蒲刈港海岸（見戸代）	港湾局
			4－ 65	蒲刈港海岸（丸谷）	港湾局
			4－ 66	蒲刈港海岸（三之瀬）	港湾局
		75	4－ 67	下蒲刈海岸（小地藏）	農振局
			4－ 68	大地蔵漁港海岸（大地蔵）	水産庁
	川尻・蒲刈	76	4－ 69	蒲刈港海岸（向（南））	港湾局
			4－ 70	蒲刈港海岸（向（北））	港湾局
			4－ 71	蒲刈港海岸（田戸）	港湾局
			4－ 72	蒲刈港海岸（宮盛）	港湾局
			4－ 73	蒲刈港海岸（大浦）	港湾局
			4－ 74	蒲刈港海岸（大浦）	農振局
		77	4－ 75	川尻港海岸（岩戸）	港湾局
			4－ 76	川尻港海岸（沖田）	港湾局
			4－ 77	川尻港海岸（森）	港湾局
			4－ 78	川尻港海岸（久俊）	港湾局
			4－ 79	川尻海岸（大才）	水国局

表Ⅱ-1-3(6) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	安浦	78	4－ 80 小用港海岸（小用）	港湾局
			4－ 81 安浦海岸（日の浦）	水国局
			4－ 82 安登海岸（久多田）	農振局
			4－ 83 安浦海岸（小島）	農振局
			4－ 84 安浦漁港海岸（日の浦）	水産庁
			4－ 85 安浦漁港海岸（水尻）	水産庁
		79	4－ 86 安浦漁港海岸（実成）	水産庁
			4－ 87 安浦漁港海岸（三津口）	水産庁
	豊	80	4－ 88 蒲刈海岸（長瀬黒禿）	農振局
			4－ 89 蒲刈海岸（大浦）	農振局
			4－ 90 原漁港海岸（原）	水産庁
		81	4－ 91 豊浜海岸（豊島）	水国局
			4－ 92 豊島漁港海岸（代間）	水産庁
		82	4－ 93 豊島漁港海岸（山崎）	水産庁
			4－ 94 豊島漁港海岸（内浦）	水産庁
		83	4－ 95 豊島漁港海岸（立花）	水産庁
			4－ 96 豊島漁港海岸（大浜）	水産庁
			4－ 97 豊島漁港海岸（松山）	水産庁
		84	4－ 98 豊島漁港海岸（尾久比）	水産庁
			4－ 99 豊島漁港海岸（斎）	水産庁
			4－ 100 豊浜海岸（斎）	農振局
		85	4－ 101 三角海岸（西浜）	農振局
			4－ 102 御手洗港海岸（三角）	港湾局
			4－ 103 豊海岸（三角浦）	農振局
		86	4－ 104 御手洗港海岸（普登）	港湾局
			4－ 105 御手洗港海岸（久比）	港湾局
			4－ 106 御手洗港海岸（小柳）	港湾局
		87	4－ 107 御手洗港海岸（野坂）	港湾局
		88	4－ 108 御手洗港海岸（平羅）	港湾局
			4－ 109 御手洗港海岸（大島）	港湾局
			4－ 110 御手洗港海岸（小島）	港湾局
		89	4－ 111 御手洗港海岸（内浜）	港湾局
		90	4－ 112 御手洗港海岸（北堀）	港湾局
			4－ 113 御手洗港海岸（南堀）	港湾局
			4－ 114 御手洗港海岸（蛭子）	港湾局
		91	4－ 115 豊海岸（宇留明）	水国局
			4－ 116 豊海岸（豊町）	水国局
			4－ 117 豊島漁港海岸（沖友）	水産庁

表Ⅱ-1-3(7) 地区海岸一覧（竹原・大崎上島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
竹原・大崎上島	大芝島	92	5－ 1	安芸津海岸（大芝）	水国局
			5－ 2	大芝南漁港海岸（大芝南）	水産庁
			5－ 3	大芝北漁港海岸（大芝北）	水産庁
	安芸津	93	5－ 4	小松原海岸（小松原）	水国局
			5－ 5	大芝北漁港海岸（小松原）	水産庁
		94	5－ 6	安芸津海岸（風早）	水国局
			5－ 7	安芸津港海岸（風早）	港湾局
			5－ 8	安芸津港海岸（雲下）	港湾局
			5－ 9	安芸津港海岸（木谷）	港湾局
		95	5－ 10	安芸津海岸（木谷）	水国局
			5－ 11	安芸津海岸（木谷）	農振局
	小泊～築地	96	5－ 12	竹原海岸（小泊）	水国局
			5－ 13	竹原海岸（曽井）	農振局
			5－ 14	竹原港海岸（沖辺）	港湾局
			5－ 15	吉名漁港海岸（吉名）	水産庁
			5－ 16	竹原港海岸（築地）	港湾局
			5－ 17	竹原海岸（築地）	農振局
	明神～忠海	97	5－ 18	竹原港海岸（明神）	港湾局
			5－ 19	竹原港海岸（的場）	港湾局
			5－ 20	竹原港海岸（高崎）	港湾局
		98	5－ 21	竹原港海岸（福田）	港湾局
			5－ 22	長浜漁港海岸（長浜）	水産庁
			5－ 23	竹原海岸（長浜）	水国局
			5－ 24	忠海港海岸（忠海）	港湾局
	阿波島・大久野島	99	5－ 25	竹原海岸（大久野島）	水国局
	大崎上島東部	100	5－ 26	東野海岸（外表）	水国局
		101	5－ 27	木江港海岸（岩白）	港湾局
			5－ 28	木江港海岸（大楡）	港湾局
			5－ 29	木江港海岸（木江）	港湾局
			5－ 30	木江港海岸（野賀）	港湾局
	大崎上島南部	102	5－ 31	沖浦海岸（野賀）	水国局
		103	5－ 32	沖浦漁港海岸（沖浦）	水産庁
	大崎上島西部	104	5－ 33	大崎海岸（来島）	農振局
		105	5－ 34	大崎海岸（大串）	水国局
			5－ 35	大崎海岸（外浜）	農振局
		106	5－ 36	大崎海岸（七々見）	農振局
			5－ 37	大崎海岸（七々見東）	農振局
		107	5－ 38	大西港海岸（城ヶ浜）	港湾局
			5－ 39	大西港海岸（瀬井）	港湾局
			5－ 40	大西港海岸（長松）	港湾局

表Ⅱ-1-3(8) 地区海岸一覧（竹原・大崎上島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
竹原・大崎上島	大崎上島西部	108	5－ 41	大西港海岸（長江谷）	港湾局
			5－ 42	大西港海岸（大西）	港湾局
			5－ 43	大西港海岸（刀崎）	港湾局
			5－ 44	大西港海岸（黒崎）	港湾局
			5－ 45	大西港海岸（塔之越）	港湾局
			5－ 46	大西港海岸（原下）	港湾局
			5－ 47	大西港海岸（東原下）	港湾局
		109	5－ 48	大西港海岸（長島東）	港湾局
			5－ 49	大西港海岸（長島浜）	港湾局
			5－ 50	大西港海岸（飛渡）	港湾局
			5－ 51	大西港海岸（王互）	港湾局
			5－ 52	大崎海岸（長島北）	農振局
	大崎上島北部	110	5－ 53	東野海岸（脇の浦）	農振局
			5－ 54	東野海岸（大田）	水国局
			5－ 55	鮎崎港海岸（太田）	港湾局
			5－ 56	鮎崎港海岸（矢弓）	港湾局
		111	5－ 57	鮎崎港海岸（白水）	港湾局
			5－ 58	鮎崎港海岸（盛谷）	港湾局
			5－ 59	鮎崎港海岸（大琴）	港湾局
		112	5－ 60	鮎崎港海岸（鮎崎）	港湾局
		113	5－ 61	鮎崎港海岸（馬取）	港湾局
			5－ 62	鮎崎港海岸（貝香）	港湾局
			5－ 63	鮎崎港海岸（福浦）	港湾局
			5－ 64	鮎崎港海岸（生野）	港湾局
			5－ 65	鮎崎港海岸（船島）	港湾局
			5－ 66	鮎崎港海岸（佐組島）	港湾局

表Ⅱ-1-3(9) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
尾道・因島	幸崎・須波	114	6ー 1	三原海岸（久津）	水国局
			6ー 2	三原海岸（大荷）	水国局
		115	6ー 3	能地漁港海岸（能地）	水産庁
		116	6ー 4	三原海岸（須波）	水国局
			6ー 5	須波港海岸（須波）	港湾局
			6ー 6	須波漁港海岸（須波）	水産庁
	糸崎港	117	6ー 7	尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局
			6ー 8	尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局
			6ー 9	尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局
	尾道水道	118	6ー 10	尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局
			6ー 11	吉和漁港海岸（吉和）	水産庁
		119	6ー 12	尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局
		120	6ー 13	尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局
		121	6ー 14	尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局
		122	6ー 15	尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局
	福山松永	123	6ー 16	尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局
		124	6ー 17	尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局
			6ー 18	尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局
			6ー 19	尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局
		125	6ー 20	尾道糸崎港海岸（金江藤江）	港湾局
	百島～岩子島	126	6ー 21	尾道糸崎港海岸（浦崎）	港湾局
			6ー 22	串浜漁港海岸（串浜）	水産庁
		127	6ー 23	尾道海岸（ほうまあ）	農振局
			6ー 24	尾道海岸（高松）	水国局
			6ー 25	尾道海岸（浦崎高松）	農振局
			6ー 26	尾道海岸（浦崎満越）	農振局
			6ー 27	海老漁港海岸（海老）	水産庁
			6ー 28	尾道海岸（浦崎新田）	農振局
			6ー 29	尾道海岸（浦崎）	水国局
		128	6ー 30	尾道海岸（吉ノ浜）	農振局
			6ー 31	泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局
			6ー 32	泊漁港海岸（泊）	水産庁
			6ー 33	尾道海岸（泊）	水国局
			6ー 34	尾道海岸（水の浜）	農振局
			6ー 35	尾道海岸（海老呑）	農振局
		129	6ー 36	福田港海岸（波戸）	港湾局
			6ー 37	福田港海岸（福田）	港湾局
		130	6ー 38	向東海岸（加島北）	農振局
		131	6ー 39	向東海岸（古江浜）	農振局
			6ー 40	向東海岸（小水）	農振局
			6ー 41	大町漁港海岸（大町）	水産庁
			6ー 42	尾道海岸（大町）	水国局

表Ⅱ-1-3(10) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
尾道・因島	百島～岩子島	132	6－ 43 向島海岸（稲積）	農振局
			6－ 44 干汐漁港海岸（稲積）	農振局
			6－ 45 干汐漁港海岸（干汐）	水産庁
			6－ 46 向島海岸（立花）	水国局
			6－ 47 立花漁港海岸（立花）	水産庁
			6－ 48 向島海岸（向島）	水国局
		133	6－ 49 尾道糸崎港海岸（向島西）	港湾局
		134	6－ 50 尾道糸崎港海岸（岩子）	港湾局
			6－ 51 尾道糸崎港海岸（船越）	農振局
			6－ 52 向島海岸（池ノ浦）	農振局
			6－ 53 向島海岸（団子石）	農振局
			6－ 54 向島海岸（浜ノ浦）	農振局
	因島東部	135	6－ 55 因島海岸（深浦大浜）	水国局
			6－ 56 因島海岸（深浦）	農振局
			6－ 57 因島海岸（三池）	農振局
			6－ 58 因島海岸（相川）	農振局
		136	6－ 59 中浜港海岸（大浜）	港湾局
			6－ 60 中浜港海岸（中庄）	港湾局
			6－ 61 中浜港海岸（外浦）	農振局
			6－ 62 鏡浦漁港海岸（鏡浦）	水産庁
			6－ 63 棕浦港海岸（棕浦）	港湾局
		137	6－ 64 土生港海岸（三庄）	港湾局
			6－ 65 土生港海岸（小用）	港湾局
		138	6－ 66 重井港海岸（細島）	港湾局
			6－ 67 因島海岸（細島西）	農振局
			6－ 68 因島海岸（細島）	農振局
			6－ 69 因島海岸（細島東）	農振局
	因島西部	139	6－ 70 土生港海岸（土生）	港湾局
			6－ 71 因島海岸（竹長）	水国局
			6－ 72 因島海岸（重井）	水国局
			6－ 73 西浦漁港海岸（西浦）	水産庁
		140	6－ 74 重井港海岸（西浜）	港湾局
			6－ 75 重井港海岸（伊浜西）	港湾局
			6－ 76 重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局
	生口島東部	141	6－ 77 重井港海岸（伊浜東）	港湾局
			6－ 78 瀬戸田港海岸（中野）	港湾局
			6－ 79 瀬戸田海岸（名荷）	水国局
			6－ 80 瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局
		142	6－ 81 因島海岸（田嵐）	水国局
			6－ 82 生口港海岸（原）	港湾局
			6－ 83 生口港海岸（波止岡）	港湾局

表Ⅱ-1-3(11) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
尾道・因島	生口島西部	143	6－84	生口港海岸（御寺）	港湾局
			6－85	生口港海岸（宮原）	港湾局
			6－86	生口港海岸（泊）	港湾局
			6－87	生口港海岸（田高根）	港湾局
		144	6－88	瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局
			6－89	瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局
			6－90	瀬戸田港海岸（福田）	港湾局
	高根島・佐木島	145	6－91	瀬戸田港海岸（高根）	港湾局
			6－92	瀬戸田海岸（高根）	農振局
		146	6－93	佐木港海岸（須ノ上）	港湾局
			6－94	鷺浦海岸（黒浜）	農振局
			6－95	瀬戸田港海岸（向田）	港湾局
			6－96	鷺浦海岸（長岩）	農振局
			6－97	鷺浦海岸（麦焼布袋岩）	農振局
			6－98	佐木港海岸（須波）	港湾局
			6－99	佐木港海岸（大野浦）	農振局
		147	6－100	佐木港海岸（小佐木）	港湾局
			6－101	佐木港海岸（小佐木）	農振局
			6－102	小佐木海岸（北浦）	農振局

表Ⅱ-1-3(12) 地区海岸一覧（福山・内海ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
福山・内海	福山	148	7- 1	福山港海岸（野の浜）	港湾局
			7- 2	福山港海岸（沖浦）	港湾局
		149	7- 3	福山港海岸（手城）	港湾局
		150	7- 4	福山港海岸（一文字）	港湾局
	田尻・鞆	151	7- 5	福山漁港海岸（水呑）	水産庁
			7- 6	福山港海岸（田尻）	港湾局
			7- 7	福山漁港海岸（田尻）	水産庁
		152	7- 8	福山港海岸（みゆき）	港湾局
			7- 9	福山港海岸（江の浦）	港湾局
			7- 10	平漁港海岸（平）	水産庁
			7- 11	福山海岸（室浜）	水国局
	走島	153	7- 12	走漁港海岸（唐船）	水産庁
			7- 13	福山海岸（本浦）	水国局
		154	7- 14	走漁港海岸（浦友）	水産庁
			7- 15	走漁港海岸（本浦）	水産庁
	沼隈	155	7- 16	阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局
			7- 17	千年港海岸（桜）	港湾局
			7- 18	千年港海岸（岩船）	港湾局
			7- 19	千年港海岸（草深）	農振局
			7- 20	千年港海岸（敷名）	港湾局
			7- 21	千年港海岸（常石）	港湾局
	内海	156	7- 22	内海海岸（馬場崎）	水国局
			7- 23	箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁
			7- 24	箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁
		157	7- 25	内海海岸（大畑）	水国局
		158	7- 26	横田漁港海岸（南）	水産庁
			7- 27	横田漁港海岸（家廻）	水産庁
			7- 28	横田漁港海岸（入双）	水産庁
			7- 29	内海海岸（小坊志）	水国局
		159	7- 30	内海海岸（グイビ）	水国局
			7- 31	内海海岸（横山）	農振局
			7- 32	内海海岸（横島）	水国局
		160	7- 33	内海海岸（新道）	水国局
			7- 34	横田港海岸（横島）	港湾局
			7- 35	横田港海岸（町）	港湾局
			7- 36	横田港海岸（大浦）	港湾局
		161	7- 37	箱崎漁港海岸（釜屋）	水産庁
			7- 38	箱崎漁港海岸（内浦）	水産庁
		162	7- 39	箱崎漁港海岸（寺山）	水産庁
			7- 40	箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁